

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年9月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2600067号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2600005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年3月1日から令和元年8月1日まで

私は、平成31年3月1日から令和元年11月末日までA社に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険加入記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

i) 請求者から提出された労働条件通知書(平成31年2月22日付け)によると、契約期間は「平成31年3月1日から平成32年2月29日まで」と記載されていること、ii) A社の事業主(以下「事業主」という。)は、請求者は平成31年2月からアルバイト勤務(時給制)、同年4月から社員(月給制)となった旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態については認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、請求者から提出された請求期間の一部に係る給与支払明細書(令和元年6月支払分から同年8月支払分まで)によると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2600069号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2600006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年5月31日から同年6月1日まで

昭和63年5月31日にA社を退職し、1日の休みもなく、退職日の翌日である同年6月1日に転職したが、A社における資格喪失年月日が同年5月31日となっているので、資格喪失年月日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年5月31日にA社を退職したと主張しているところ、請求者から提出された同年6月分の給料支払明細書において、労働日数の欄には「自5月19日 至5月31日」と記載されている。

しかしながら、請求者から提出された昭和63年2月分から同年6月分の給料支払明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の共同経営者の親族から提出された請求者に係る昭和63年度の賃金台帳の写しにおいて、「退職 5/30」と記載されており、請求者の最後の給与について、昭和63年5月19日から同年5月30日までの期間を賃金計算期間としている上、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主は、請求者について、上記賃金台帳のほかに、出勤簿、人事記録等の退職日を確認できる資料がないため、請求者の退職日が、昭和63年5月30日又は同年5月31日のいずれの日であったかについては不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

加えて、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者である同僚のうち照会可能な1名に照会し、回答を得たが、請求者を記憶しているものの、請求者の具体的な勤務期間を記憶していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。